****

三重労働局

厚生労働省

Press Release

|  |
| --- |
| 　 平成３０年８月３１日 発表 |
|  担 当 | 三 重 労 働 局賃金室長　　　　 鍋島　猪一郎賃金指導官　　　 江口　広美　　　　　 TEL(059)226-2108FAX(059)226-2117 |

　報道関係者　各位

**三重県最低賃金の改正**

**三重県最低賃金は８４６円（平成３０年１０月１日から）**

1. 三重労働局長（下角圭司）は、三重県最低賃金を現行の「 時間額８２０円 」から

２６円引上げ、「時間額８４６円」に改正決定することとし本日（８月３１日）官報公示を行った。

２．この最低賃金は、最低賃金法第１４条第２項に基づき、本年１０月１日（発効日）から、三重県内で働くアルバイトやパート労働者等を含む全ての労働者に適用される。

ただし、ガラス製品製造業等の特定の産業（7業種　※）に該当する事業場で働く労働者には、特定（産業別）最低賃金が定められており、それらが適用される（特定最低賃金の改正決定については、今後、調査審議が行われる）。

３．三重労働局では、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等に協力（ポスターの

掲示、リーフレットの配布、各種広報誌等への掲載等）を求め、広く使用者、労働者

等に対し、改正された三重県最低賃金の周知を図るとともに、履行確保のための監督

指導を行う。

４．特に、最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小事業主の皆様を支援する観点から「業務改善助成金」及び「働き方改革推進支援センター（専門家派遣・相談等支援事業）」などについて、積極的な周知を図り、履行確保に活用されるように努める。

資料

・三重県内の最低賃金

・三重県最低賃金（地域別最低賃金）の推移

・平成30年度業務改善助成金のご案内

　・「三重県働き方改革推進支援センター」のご案内

　・三重労働局が所管する労働関係助成金（逆引き）

　・働き方改革支援ハンドブック

最低賃金法

（地域別最低賃金の公示及び発効）

第１４条 　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をした

ときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなけれ

ばならない。

２　　　第１０条第１項の規定による地域別最低賃金の決定及び第１２条の規定に

よる地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算し

て３０日を経過した日（公示の日から起算して３０日を経過した日後の日で

あって当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の

規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公

示の日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日）

から、その効力を生ずる。

* 三重県（地域別）最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5，907円）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円）」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（時間額843円）」が適用される労働者については、三重県（地域別）最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければなりません。